

2) 福島県屋外広告物条例及び同施行規則の改正内容

1 管理義務（管理者の範囲の明確化）

＜福島県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第14条＞

★課題（改正の背景）

条文上、広告物の「表示者」、「設置者」、「管理者」のみで、「所有者」や「占有者」の明文がないため、管理義務の所在が不明確（曖昧）になっている。

このため、貸しビルや貸し看板の所有者、広告主等の安全管理に対する意識が希薄になり、管理を看板業者に任せきりになったり、安全点検が形骸化し、結果的に適正な管理に支障が生じるおそれがある。

※国のガイドラインでも、「所有者」や「占有者」を明文化し、管理義務の所在を明確にしている。

【改正内容】

「表示者」、「設置者」、「管理者」＋「所有者」「占有者」（「広告物の所有者等」という）に改正する。＜条例第14条第1項＞

「所有者」…広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者（例：貸しビル等の所有者、貸し看板の所有者など）

「占有者」…広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者。（例：貸しビル等に表示している広告主、貸し看板の広告主など）

※現行条例では「設置者」及び「管理者」の中に、「所有者」及び「占有者」が含まれるものと解していたが、「所有者」及び「占有者」を条例に明示し、これらの者にも管理義務があることを明確化する。

2 管理者設置義務（管理者設置義務と一定の許可広告物に資格要件を新設）

★課題（改正の背景）

許可広告物の表示者又は設置者には、管理者届出義務はあるが、設置義務と資格要件が明文化されていない。

このため、管理をより実効性のあるものとするため、知事が認める広告物を除き、全ての広告物に管理者設置義務を明文化するとともに、一定の許可広告物に管理者の資格要件を求める。

【改正内容】

(1) 管理者設置義務の規定を新設

ア. 知事が認める広告物（管理者設置を義務化しない）

⇒はり紙、はり札、立看板、広告旗、気球、車体、法令による広告、選挙広告等

※広告物の形態や設置主体・目的等から危害のリスクが極めて少ないもの

(2) 管理者の資格要件の規定を新設

ア. 資格要件を求める屋外広告物

⇒「高さが4mを超える許可広告物」

◆地上からの広告物上端までの高さ4m超（建築基準法の準用工作物の考え方を準用）

※広告物本体の高さ（屋上からの高さ）4mは、地上から4 m超の広告物で網羅される。

イ. 資格要件

⇒「屋外広告士」などの資格を有する者

◆屋外広告士、◆一級建築士又は二級建築士、◆職業訓練指導員、広告美術仕上げ技能士、職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）、◆業界団体※1が開催する点検技能講習を受講した者 ※1（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会、◆その他、知事が認めた者

3 屋外広告物の安全点検義務（許可・許可更新時における安全点検の義務化について）

★課題（改正の背景）

全ての屋外広告物（許可不要・適用除外含む）に管理義務はあるが、安全点検については、更新申請書に点検時期等の記載があるのみで、条文上、安全点検が明文化されていない。

このため、規則条文に安全点検を明文化し、知事が認める広告物を除き、点検項目の細分化及び一定の許可広告物に有資格者による点検を義務づける。

【改正内容】

(1) 知事が認める広告物を除き安全点検義務の規定を新設

ア. 知事が認める広告物（安全点検を義務化しない）

⇒はり紙、はり札、立看板、広告旗、気球、車体、法令による広告、選挙広告等
※広告物の形態や設置主体・目的等から危害のリスクが極めて少ないもの
（管理者の設置を義務化しない広告物と同じ）

(2) 安全点検の結果報告義務の規定を新設

(3) 安全点検者の資格要件の規定を新設

ア. 資格要件を求める屋外広告物

⇒「高さが4 mを超える許可広告物」

※高さ4 m以下の許可広告物には資格要件を求めない。

イ. 資格要件

⇒「屋外広告士」などの資格を有する者 ※管理者の資格要件と同じ

(4) 安全点検の内容（方法）

⇒詳細は、別に定める「福島県屋外広告物安全管理指針」による。

3) 参考

1 屋外広告物の管理及び安全点検の概念図

2 【「高さが4 mを超える許可広告物」に係る「高さ」の考え方の例】

屋外広告物の管理及び安全点検の概念図

屋外広告物

< 管理義務 >

ウ.下記に掲げるもの<形態・目的等から、危害のリスクが少ないもの>
 はり紙、はり札、立看板、広告幕、広告旗、気球、車体、壁面（描画）、法令による広告、
 選挙広告、公益施設寄贈者名広告（面積基準有り）、公共広告（一部届出有り）

ア.許可広告物

イ.ア及びウ以外の広告物 許可不要広告物、適用除外広告物等

◆地上から広告物の上端までの高さ：4 m

高さ4m超

高さ4m以下

高さを問わない

管理者「有資格者」設置
及び届出の義務

管理者設置及び届出の義務

管理者設置を義務化

危害の及ぶおそれが高い広告物として、管理者には有資格者要件を義務付ける。

管理者には有資格者要件を義務化しない。

15㎡以下等であっても、落下等の危険リスクを考慮し、管理者設置を義務化する。

安全点検「有資格者」義務

安全点検義務

安全点検義務
※更新無し（作成・保管有り）

安全点検者にも有資格者要件を義務付ける。

安全点検者も有資格者要件を義務化しない。

管理者設置同様、大きさ等にかかわらず、落下等の危険リスクを考慮し、安全点検を義務化する。許可不要のため申請（届出）等はないが、安全点検の結果を作成・保管する必要がある。（万一の事故の際は、点検内容を求める場合が想定される。）

更新はないが、許可広告物に準じて設置時、3年目、6年目・・・等、定期的に点検するのが望ましい。

安全点検方法（周期）

点検周期	表示・設置・変更時	災害発生時又は発生後は発生後	広告物の設置年数			
			3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期不明
点検方法	標準	目視 ※報告義務なし	目視	目視	標準	3年以内ごとに標準
		目視で安全性の判断が困難な場合は標準				

※高さ4m超の許可広告物の点検（目視・標準）は、有資格者による。

【「高さが4 mを超える許可広告物」に係る「高さ」の考え方の例】

- ①建植広告板（塔）：地上からの高さ
- ②屋上利用広告板（塔）：地上からの高さ
- ③壁面利用広告板・突出広告板：地上からの高さ（支持部含む）
- ④電柱巻きたて看板・そで看板：地上からの高さ（支持部含む）

※照明装置は高さに含まない。

